

## 別紙第2

# 勧告

次の事項を実現するため、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）を改正することを勧告する。

### 1 改定の内容

#### (1) 奉給の特別調整額について

特別調整額表に定める俸給月額の特別調整額は、職務の級における最高の号俸の俸給月額の100分の25を超えてはならないこと。

#### (2) 扶養手当について

配偶者以外の扶養親族に係る手当の月額（職員に扶養親族でない配偶者がある場合又は職員に配偶者がない場合の1人に係る手当の月額を除く。）を各1人につき6,000円とすること。

#### (3) 広域異動手当について

ア 新たに広域異動手当を設け、職員がその在勤する官署を異にして異動（人事院規則で定める異動を除く。）をした場合において、当該異動の直前に在勤していた官署と当該異動の直後に在勤する官署との間の距離（以下「官署間の距離」という。）及び当該異動の直前の住居と当該異動の直後に在勤する官署との間の距離がいずれも60キロメートル以上であるときは、当該異動の日から3年を経過するまでの間、当該職員（これに相当すると認められる職員を含む。）に対し支給すること。

イ 広域異動手当の支給月額は、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の

月額の合計額に次に掲げる職員の区分に応じてそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とすること。

(ア) 官署間の距離が300キロメートル以上である職員 100分の6

(イ) 官署間の距離が60キロメートル以上300キロメートル未満である職員 100分の3

ウ 広域異動手当を支給される職員が、地域手当を支給されることとなる場合には、当該地域手当の額の限度において、広域異動手当を支給しないこととするほか、研究員調整手当又は特地勤務手当に準ずる手当を支給されることとなる場合には、所要の調整を行うこと。

エ 広域異動手当は、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当及び休職者の給与等のそれぞれの算出基礎とすること。

## 2 改定の実施時期

この改定は、平成19年4月1日から実施すること。

## 3 経過措置等

### (1) 広域異動手当の支給割合の特例措置

平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合については、1の(3)のイ中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、「100分の3」とあるのは「100分の2」とすること。

### (2) その他所要の経過措置

(1)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の経過措置を講ずること。